

船舶事故調査報告書

平成26年6月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年6月22日（土） 12時20分ごろ
発生場所	沖縄県名護市屋我地漁港東方沖 沖縄県今帰仁村所在の古宇利島灯台から真方位122° 3.1海里付近 （概位 北緯26° 41.0′ 東経128° 03.6′）
事故調査の経過	平成25年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート 美ら海、5トン未満 296-19028 沖縄、株式会社風籟堂 6.25m (Lr) × 1.53m × 0.65m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成20年5月13日（登録年月日）
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年4月30日 免許証交付日 平成25年6月14日 （平成30年6月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	航海用電子機器及び船外機に濡損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、潜水客2人を乗せ、重さ約100kgの搭載物（以下「本件搭載物」という。）を積み、屋我地漁港東方沖の仲尾干瀬に向けて屋我地漁港を出港した。</p> <p>本件搭載物は、ふだんは陸上に保管されており、使用する際には可搬型の手動式クレーンを用いて運搬され、手動式クレーンの架台は、船舶所有者の代表者が、軽トラックの荷台及び本船の船首端にそれぞれ取り付けていた。</p> <p>船長は、仲尾干瀬南西方沖に到着した後、本件搭載物を水中に降ろすために本船を安定させようと思い、船首尾から錨等を入れ、本船を錨泊させた。</p> <p>船長は、乗組員を左舷方の海面に待機させ、手動式クレーンの船尾方にある本件搭載物を吊り上げて左舷側の海中に降ろす予定であり、</p>

	<p>営業開始前の試運転において、本件搭載物を吊り上げて左舷方に振った時に本船が左方に大きく傾斜することを知っていたので、傾斜を軽減できると思い、船尾端に潜水客2人を移動させた。</p> <p>船長は、本件搭載物を吊り上げ、手で押して左舷方に振ったところ、予想以上に本船が左方に傾斜したので、危険を感じて急いで海面まで降ろしたものの、波高が高く、海面の状態が悪いため、この場所で水中観光をすることを諦め、本件搭載物を揚収して他の場所へ移動することとした。</p> <p>船長は、本件搭載物を揚収する前、降ろす際における本船の左方への傾斜を考え、バランスを取るために乗組員を操舵席後方の右舷側に座らせた後、本件搭載物を吊り上げ、船体中央まで引き込み、降ろそうとしたところ、左舷方から波を受けて本船が右方に傾斜したので、本件搭載物を保持することができず、本件搭載物が右舷方に振られて本船が右方に大きく傾斜し、平成25年6月22日12時20分ごろ本船が転覆した。</p> <p>潜水客2人、船長及び乗組員は、海に投げ出されたものの、それぞれ泳いで錨のロープや船体につかまり、潜水客2人は水中観光の準備のために救命胴衣を脱いでいたので、船長は転覆した船内に潜り、救命胴衣を見付けて潜水客2人に着用させた後、乗組員と共に船体にロープを巻き付けて転覆した船を起こそうとしたが、起こすことができなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持しておらず、他に通信手段もなく、どのように救助の要請をしたらよいか考えていたところ、付近をプレジャーボートが通り掛かったので、手を振って救助を要請し、潜水客2人、船長及び乗組員は、来援したプレジャーボートに救助されて屋我地漁港へ帰った。</p> <p>本船は、後日、船舶所有者が手配した作業船にえい航され、屋我地漁港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船舶検査証書によれば、本船の最大とう載人員は、旅客が5人、船員が1人、計6人であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、屋我地漁港東方沖で錨泊中、船長が、本件搭載物を吊り上げ、船体中央まで引き込み、降ろそうとしたところ、左舷方から波を受けて右方に傾斜し、本件搭載物を保持することができず、本件搭載物が右舷方に振られたことから、更に傾斜して転覆したものと考えら</p>

	<p>れる。</p> <p>船長は、本件搭載物を水中に降ろすために本船を安定させようと思い、船首尾から錨等を入れたことから、本船の船首が風浪に立たず、横波を受けやすい態勢となっていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、屋我地漁港東方沖で錨泊中、船長が、本件搭載物を吊り上げ、船体中央まで引き込み、降ろそうとしたところ、左舷方から波を受けて右方に傾斜し、本件搭載物を保持することができず、本件搭載物が右舷方に振られたため、右方に更に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶所有者は、本事故後、新たに中央に昇降式揚貨機を設備した小型双胴船購入を行い、日本小型船舶検査機構による検査を受検して本件搭載物の運搬に使用することとし、本船での本件搭載物の運搬は行わないこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーンの架台を設置すれば、臨時検査が必要となる場合があるので、関係官庁等に相談すること。